

出港前報告制度について

Advance Filing Rules on Maritime Container Cargo Information

~Implementation of the reporting system for maritime container cargo information to Japan
advancing timeline, expanding data details and requiring electronic file submission~

平成 26 年 2 月

February 2014

財務省関税局

Customs and Tariff Bureau Ministry of Finance



1. 出港前報告制度導入の背景

1. Introduction & Background

出港前報告制度の導入の背景について①

1. はじめに

テロ対策等国際的な物流セキュリティ強化の観点から、税関において、より早い段階で海上コンテナ貨物に関する情報を入手することにより、これまで以上に水際における取締りを強化する必要があることから、平成24年度関税改正において、コンテナ貨物を積載して本邦に入港しようとする外国貿易船の運航者等及び当該貨物の荷送人に対し、当該外国貿易船が船積港を出港する前に、詳細な積荷情報を、電子的に税関に報告することを義務付ける出港前報告制度を導入することとしたところである。

2. 導入の背景

- (1) 2001年9月に発生した米国同時多発テロを契機とし、世界税関機構(WCO)は、「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO基準の枠組み」(以下「基準の枠組み」という。)として、税関当局が国際貿易の安全確保及び円滑化の両立を推進するために国際的に実施すべき方策を取りまとめた。この「基準の枠組み」では、税関は海上コンテナ貨物に係る積荷情報を当該貨物の船積み前に電子的に入手すべきとされている。
- (2) 米国等の諸外国においては、当該国向けの海上コンテナ貨物を対象に、「基準の枠組み」において認められている最も早いタイミングである積出地における船積24時間前を報告期限として、その積荷に関する詳細情報を電子的に報告することを義務付けている。

出港前報告制度の導入の背景について②

(参考) 諸外国における海上コンテナ貨物に係る事前報告制度の概要

	米国	カナダ	メキシコ	EU	トルコ	中国	韓国	WCO基準 の枠組み	日本 (参考)
実施時期	2002.12.2	2004.4.19	2007.9.1	2011.1.1	2012.1.1	2009.1.1 一部実施	未定 (輸出のみ 2012.4実施)	2005.6 採択	2014.3.10 (実施予定)
報告期限	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	出港 24時間前 (注)
近海の 例外措置	—	米国 (プエルトリコ(米 国自治連邦区)を 含む。) 入港 24時間前	—	グリーンラ ンド、モロッ コ等 入港 2時間前	黒海及び地 中海に位置 する外国港 入港 2時間前	—	中国、日本 等 出港前	—	韓国、中国 等の近隣諸 国を船積港 とする一定 の範囲 出港前
報告義務者	船会社 NVOCC	船会社 NVOCC	船会社 NVOCC	船会社	船会社	船会社 NVOCC 船舶代理 店等	船会社 NVOCC	運送者又 はその代 理人	船会社 NVOCC
報告方法	電子的報告を原則義務化							電子報告 を義務化	電子報告 を原則義 務化

(注) 出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、テロ等のハイリスク貨物と判定した場合は、原則として報告から24時間以内に事前通知を行うことから、法令に規定する報告期限は出港の24時間前までであるものの、諸外国同様に船積24時間前までに税関へ報告することにより、船積み前までにハイリスク貨物の事前通知を受取ることが可能となり、当該通知を受けた貨物については船積みを取り止めることができる。

出港前報告制度の導入の背景について③

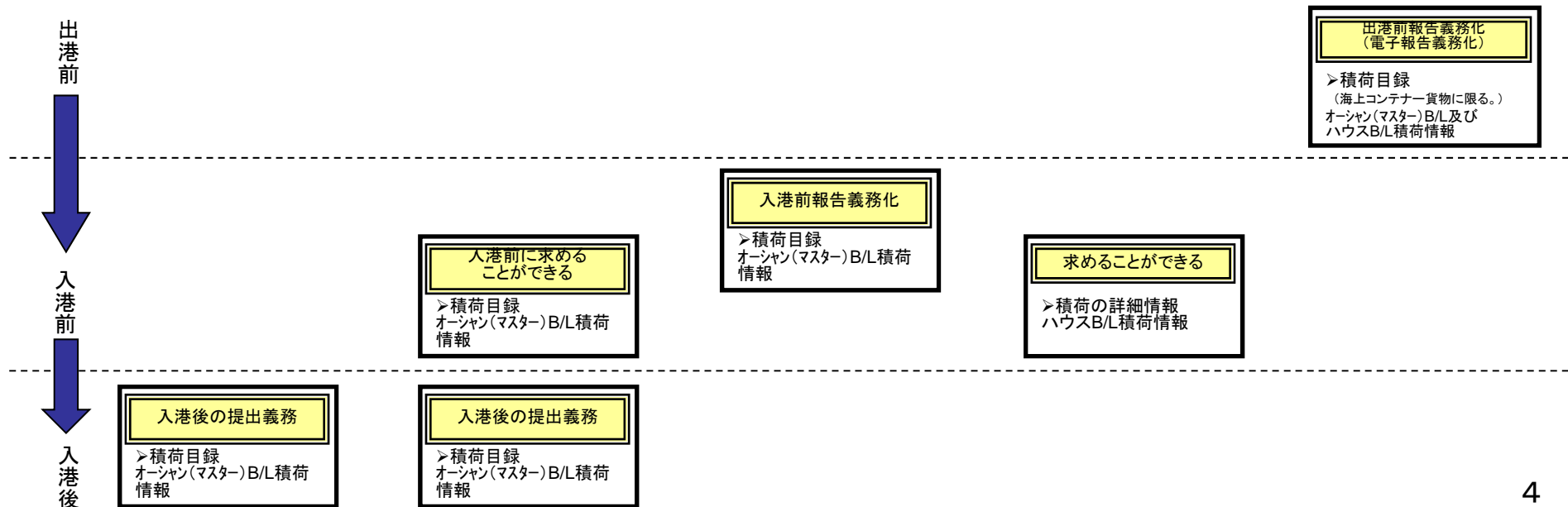
(3)「基準の枠組み」や米国等の諸外国の制度と我が国の制度を比較した場合、現在の我が国のコンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度は、

- ①積荷情報の報告が入港前であり、報告から入港までが短時間であること
- ②混載貨物等について、詳細な品名や実際の荷受人等が不明な点が多いこと
- ③税関に報告される積荷情報が全て電子化されていないこと

から、報告のタイミング、報告内容及び報告方法について一層の改善が必要となっている。

(参考) 我が国の積荷情報の事前報告制度の推移

〔平成15年度まで〕⇒〔平成16年度改正〕⇒〔平成18年度改正〕⇒〔平成19年度改正〕⇒〔平成24年度改正〕

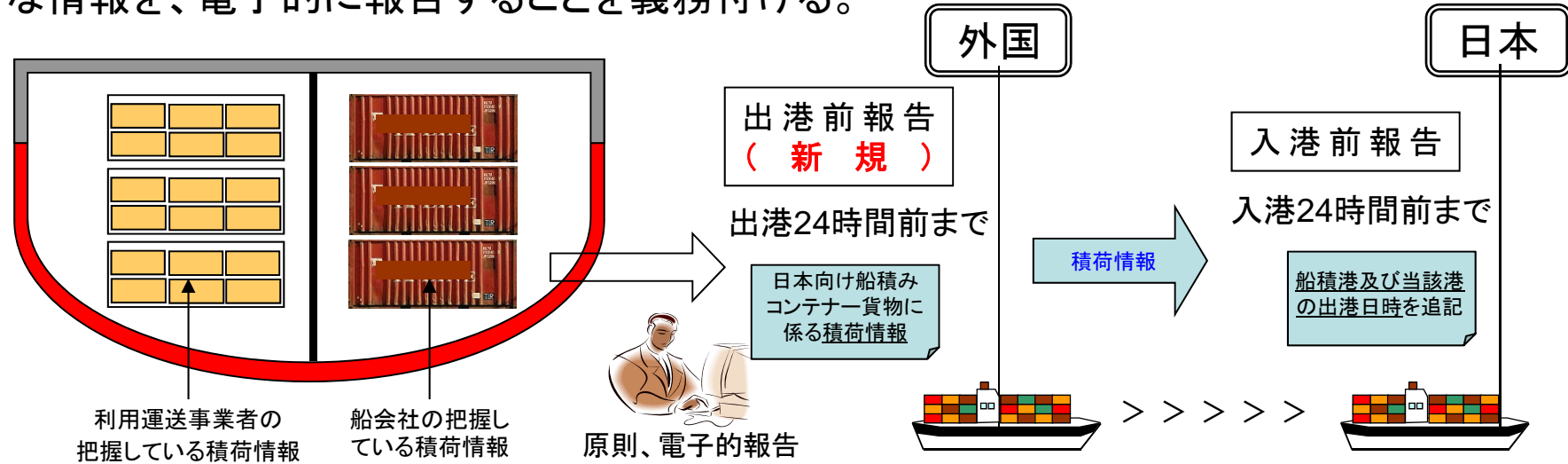


2. 出港前報告制度の概要

2.Summary of the Advance Filing Rules on Maritime Container Cargo Information

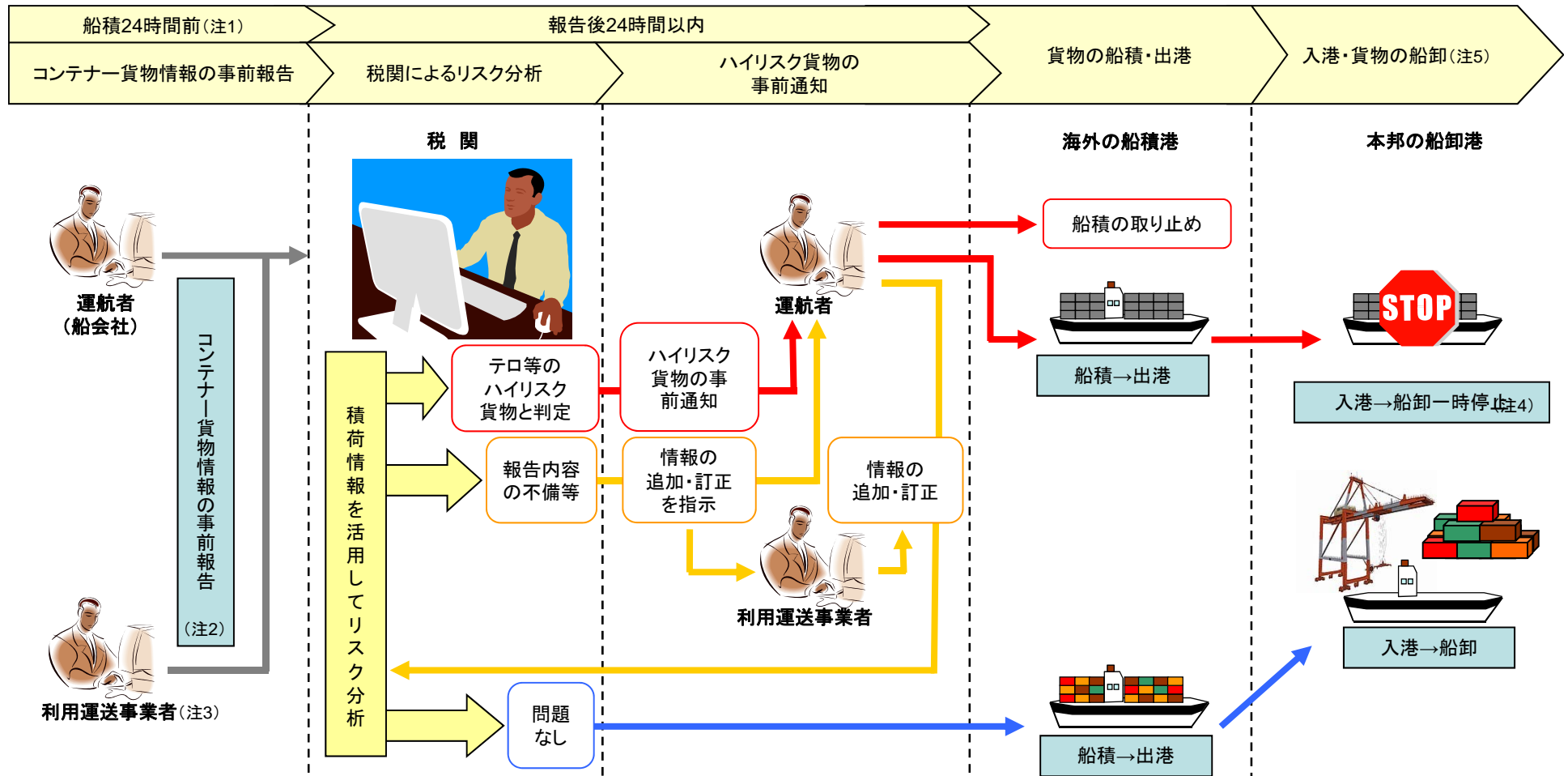
出港前報告制度の概要①

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報を、電子的に報告することを義務付ける。



報告対象	我が国の港に入港する外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物 (注)ただし、空コンテナ及びプラットホームコンテナに積載された貨物のほか、導入当初においては我が国で船卸ししない通過貨物を対象外とする。	
報告義務者及び内容	船会社	船会社が把握している積荷情報(オーシャン(マスター)B/Lを基にした積荷情報)
	利用運送事業者	利用運送事業者が把握している積荷情報(ハウスB/Lを基にした積荷情報)
報告方法(電子的報告を原則義務化)	NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)を活用した電子的報告	
報告期限	原則、外国の船積港を出港する24時間前までに報告 (注)ただし、韓国及び中国等の近隣諸国の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限を船積港における外国貿易船の出港時までとする。	
罰則	報告期限までに報告がなされない場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	

出港前報告制度の概要②



(注1) 出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、テロ等のハイリスク貨物と判定した場合は、原則として報告から24時間以内に事前通知を行うことから、法令に規定する報告期限は出港の24時間前までであるものの、諸外国同様に船積24時間前までに税関へ報告することにより、船積み前までにハイリスク貨物の事前通知を受取ることが可能となり、当該通知を受けた貨物については船積みを取り止めることができる。

(注2) 輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) を活用した電子的報告を義務化。

(注3) 利用運送事業者(Non Vessel Operating Common Carrier(NVOCC))とは、自らは船舶の輸送手段を保有せず、運航者等のサービス(船舶輸送)を使って貨物を輸送する事業者。

(注4) 検査体制を整備した後、厳重検査を実施。

(注5) 報告期限までに積荷情報の報告がなされなかった場合には、罰則の適用を受ける場合があるほか、当該報告がなされなかった積荷については、船卸しについて税関の許可を受けなければならない。

リスク分析結果の事前通知

1. 出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、我が国のセキュリティ上、船卸一時停止等の措置が必要と判断した場合には、原則として報告から24時間以内に、次に掲げる事前通知を行う。
 なお、当該通知が行われた積荷について、追加情報の報告や情報の訂正が行われ、リスクの再評価を実施して問題が無いと判断した場合には、当該通知を解除する。

通知コード	事前通知の概要
DNL	船積24時間前までに税関へ報告される積荷情報について、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した場合、当該積荷の船積みを取り止めることができるようにするために行う事前通知
HLD	報告された積荷のリスク評価を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を要請する必要がある場合に行う事前通知
DNU	<p>外国貿易船が船積港を出港した後において、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した積荷について、本邦入港時に当該積荷の船卸一時停止を行う事前通知</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>船積港出港前に「HLD」のコードの事前通知が行われた積荷について、当該事前通知が解除されることなく、当該積荷を積載した外国貿易船が船積港を出港した場合に行う事前通知</p>

2. 船積港出港24時間前(緩和措置対象地域の場合には出港前)までに積荷情報の報告がなされなかった場合には、税関より次に掲げる事前通知を行う。

通知コード	事前通知の概要
SPD	<p>積荷情報の報告が行われなかった場合に行う事前通知</p> <p>※ 報告が行われなかった積荷情報の報告を行った上で、税関による船卸許可を受けなければならない。(また、罰則の適用を受ける場合がある。)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>積荷情報の報告が報告期限を遅れた場合に行う事前通知</p> <p>※ 税関による船卸許可を受けなければならない。(また、罰則の適用を受ける場合がある。)</p>

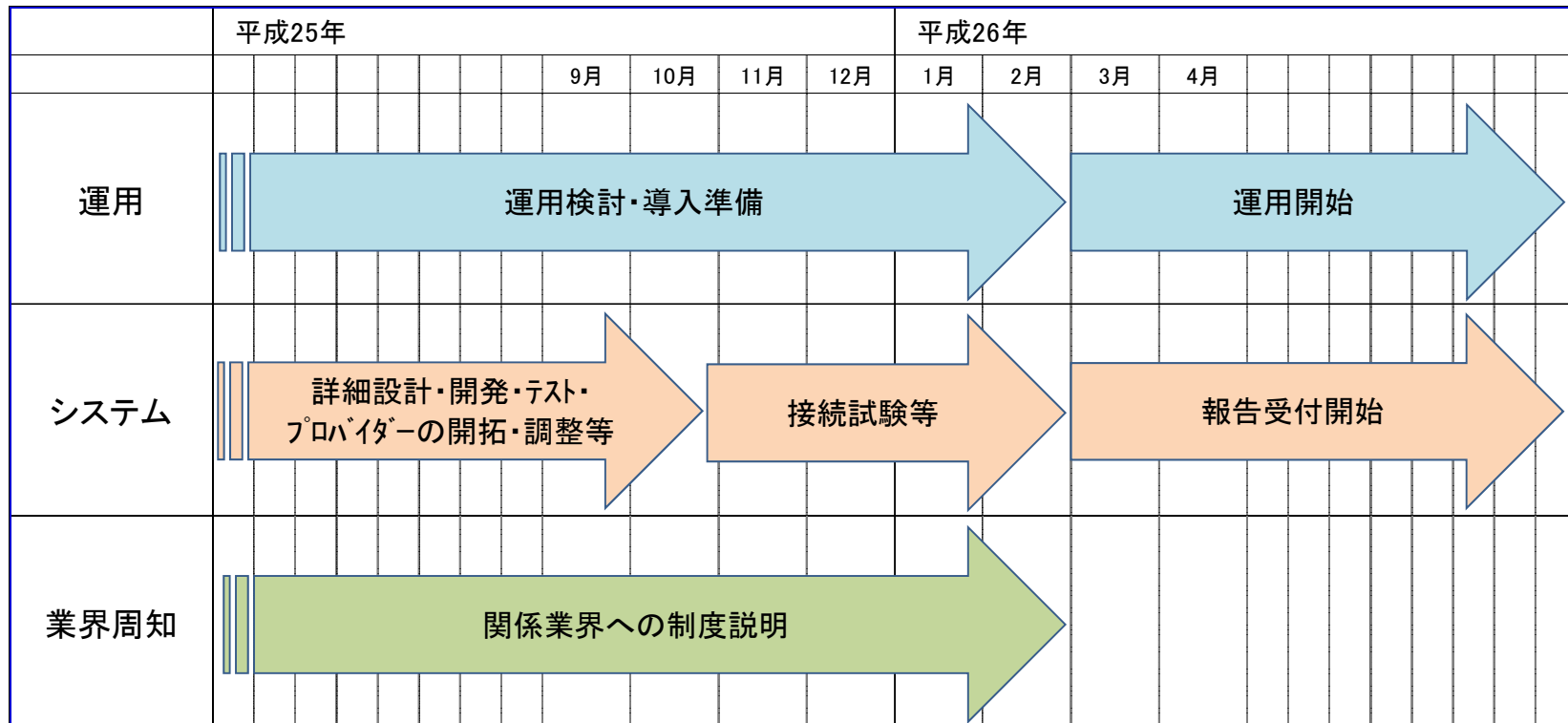
3. 今後の予定

3. Implementation Schedule

今後の予定

【主な予定】

- ・ 平成25年11月～平成26年2月までの間、接続試験を実施します。
- ・ 積荷情報の報告について、システムによる受付を平成26年3月1日午前0時（グリニッジ標準時：平成26年2月28日午後3時）より開始します。
- ・ 平成26年3月10日午前0時（グリニッジ標準時：平成26年3月9日午後3時）以降に報告期限が到来する積荷情報について、報告を義務付けます。



4. 参考資料

4. Reference Data

参考資料1__報告項目①

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告項目(必須項目)は、以下のとおりとする。

出港前報告制度		〈参考〉入港前報告	
オーシャン(マスター) B/L積荷情報	ハウスB/L積荷情報		
1	荷送人名	荷送人名	荷送人名
	荷送人住所又は居所	荷送人住所又は居所	
	荷送人電話番号	荷送人電話番号	
	荷送人国名コード	荷送人国名コード	
2	荷受人名	荷受人名	荷受人名
	荷受人住所又は居所	荷受人住所又は居所	
	荷受人電話番号	荷受人電話番号	
	荷受人国名コード	荷受人国名コード	
3	着荷通知先名	着荷通知先名	着荷通知先名
	着荷通知先住所又は居所	着荷通知先住所又は居所	
	着荷通知先電話番号	着荷通知先電話番号	
	着荷通知先国名コード	着荷通知先国名コード	
4	品名	品名	品名
5	代表品目番号(HSコード(6桁))	代表品目番号(HSコード(6桁))	
6	個数・個数単位コード	個数・個数単位コード	個数・個数単位コード
7	総重量・重量単位コード	総重量・重量単位コード	総重量・重量単位コード
8	容積・容積単位コード	容積・容積単位コード	容積・容積単位コード
9	記号・番号	記号・番号	記号・番号
10	船会社コード	船会社コード	船会社コード

参考資料1__報告項目②

	出港前報告制度		〈参考〉入港前報告
	オーシャン（マスター）B/L積荷情報	ハウスB/L積荷情報	
11	船舶コード（信号符字）	船舶コード（信号符字）	船舶コード（信号符字）
12	航海番号	航海番号	
13	船積港コード	船積港コード	船積港コード
14	船積港の出港予定日時		船積港の出港確定日時（注2）
15	仕出港コード	仕出港コード	
16	船卸港コード	船卸港コード	船卸港コード
17	船卸港の入港予定年月日	船卸港の入港予定年月日	
18	荷渡地名	荷渡地名	
19	B/L番号	B/L番号（マスター）	B/L番号
20		B/L番号（ハウス）	
21	コンテナ番号	コンテナ番号	コンテナ番号
22	シール番号	シール番号	
23	空/実入りコンテナ表示	空/実入りコンテナ表示	空/実入りコンテナ表示
24	コンテナサイズコード	コンテナサイズコード	コンテナサイズコード
25	コンテナタイプコード	コンテナタイプコード	コンテナタイプコード
26	コンテナ所有形態コード	コンテナ所有形態コード	コンテナ所有形態コード
27			コンテナオペレーション会社コード
28			コンテナ条約適用識別
29	IMDGクラス	IMDGクラス	
	国連番号	国連番号	
30	緩和措置対象地域識別		
31	マスターB/L識別（注1）		

（注1）ハウスB/Lの有無を判別するためのコード

（注2）出港前報告制度導入後からの報告項目

参考資料2__受理不可品名

出港前報告制度の報告項目のうち品名欄については、税関がリスク分析を実施する上で、積荷内容が容易に特定できるよう、具体的かつ詳細な品名を入力しなければならない。したがって、下記表に掲げるような積荷の内容が容易に特定できない品名を入力した場合には、報告を受理しないこととする。(例えば、「Parts」は受理不可とし、「Motorcycle parts」は受理可とする。)

【受理不可とする具体的な品名の例示】

Apparel	Foodstuffs	STC(Said to Contain)
Wearing Apparel	Iron	General Cargo
Ladies Apparel	Steel	FAK(Freight of All Kinds)
Mens Apparel	Leather Articles	No Description
Appliances	Machinery	Tiles
Auto Parts	Machines	Tools
Parts	Pipes	Wires
Caps	Plastic Goods	
Chemicals hazardous	Polyurethane	
Chemicals non-hazardous	Rubber Articles	
Electronic Goods	Rods	
Electronics	Scrap	
Equipment		
Flooring		

(注)受理不可品名については、今後、必要に応じて追加することがあります。

参考資料3__報告期限の緩和措置

制度定着までの当面の間、下記表のとおり、外国貿易船が「本邦以外の地域」欄に該当する港で船積みして、最初に入港しようとする開港が「本邦の地域」欄に該当する場合、報告期限は船積港の出港時までとする。

本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)	本邦の地域	報告期限
東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域(中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条(外国とみなす地域)に定める地域(歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島。以下この表において同じ。)に限る。)	北海道	船積港を出港する時
東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条に定める地域に限る。)	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	
東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	岩手県及び宮城県	
東経百四十五度及び東経百四十九度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	福島県及び茨城県	
東経百二十二度及び東経百四十度の線並びに北緯三十三度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限り、東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十七度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域を除く。)	富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県(日本海に面する地域に限る。)	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十一度の線で囲まれた地域(大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百三十度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十一度の線で囲まれた地域を除く。)	大阪府、兵庫県(瀬戸内海に面する地域に限る。)及び和歌山県	
東経百十七度及び東経百四十度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十六度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)	鳥取県及び島根県	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域(大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百十七度及び東経百二十二度の線並びに北緯三十度及び北緯三十度三十分の線で囲まれた地域を除く。)	岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	
東経百十七度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯四十四度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。)	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯十七度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国、台湾及びフィリピン共和国の区域に限る。)	鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県(石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町を除く。)	
東経百十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域	沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町	

参考資料4__主要船積港別報告期限一覧

出港前報告制度において、下記主要船積港別報告期限一覧のとおり、韓国及び中国等の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限を船積港における外国貿易船の出港時までとする。

単位：h(時間)

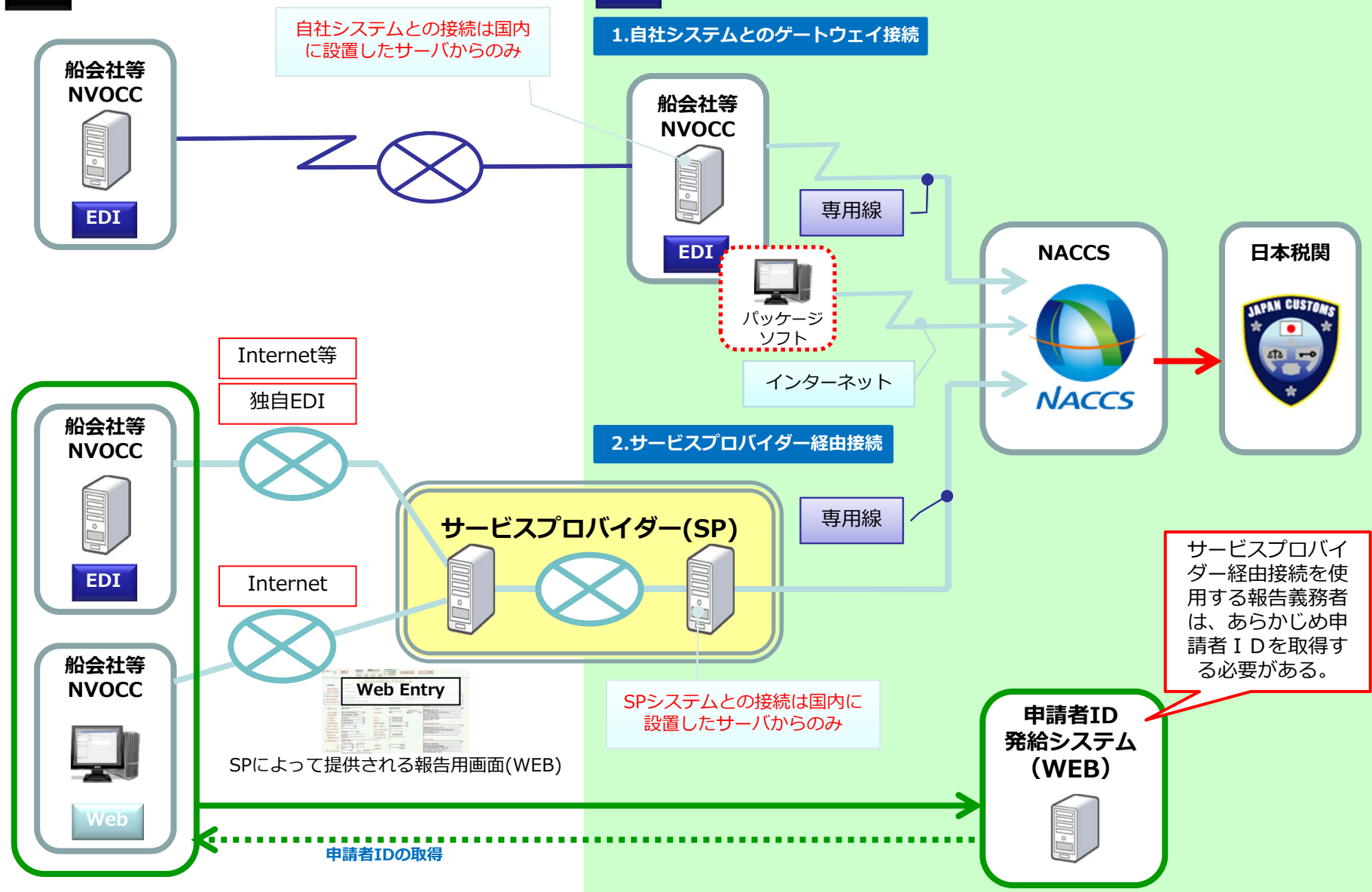
海外の主要船積港 本邦第一到着港の地域	極東ロシア		韓国			中国					台湾		
	ポストチヌイ (RUVYP)	ウラジオストク (RUVVO)	釜山 (KRPUS)	光陽 (KRRKAN)	仁川 (KRINC)	新港(天津) (CNTXG)	大連 (CNDLC)	青島 (CNTAO)	上海 (CNSHA)	寧波 (CNNGB)	香港 (HKHKG)	高雄 (TWKHH)	基隆 (TWKEL)
北海道	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
青森県、秋田県、山形県、新潟県	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
岩手県、宮城県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
福島県、茨城県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
富山県、石川県、福井県、 京都府、兵庫県(日本海側)	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
東京都、神奈川県、千葉県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
静岡県、愛知県、三重県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
鳥取県、島根県	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前
和歌山県、大阪府、 兵庫県(瀬戸内海側)	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前
岡山県、広島県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
鹿児島県	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
奄美群島	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
沖縄県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
先島諸島	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前

※ 網掛けの部分が、出港前報告制度において報告期限の緩和措置(出港前)を適用する航路。

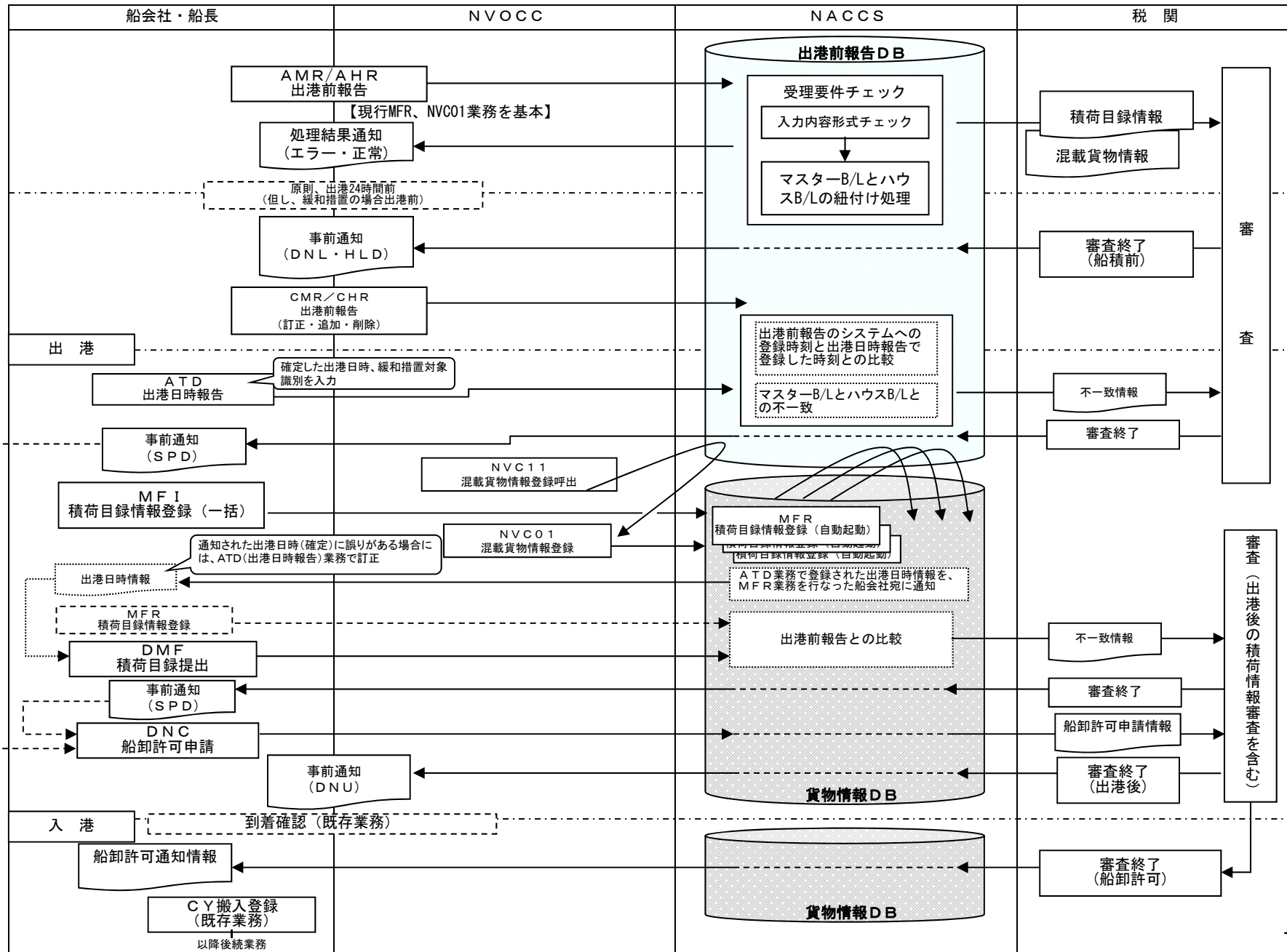
参考資料5_NACCS利用(接続)形態

外国

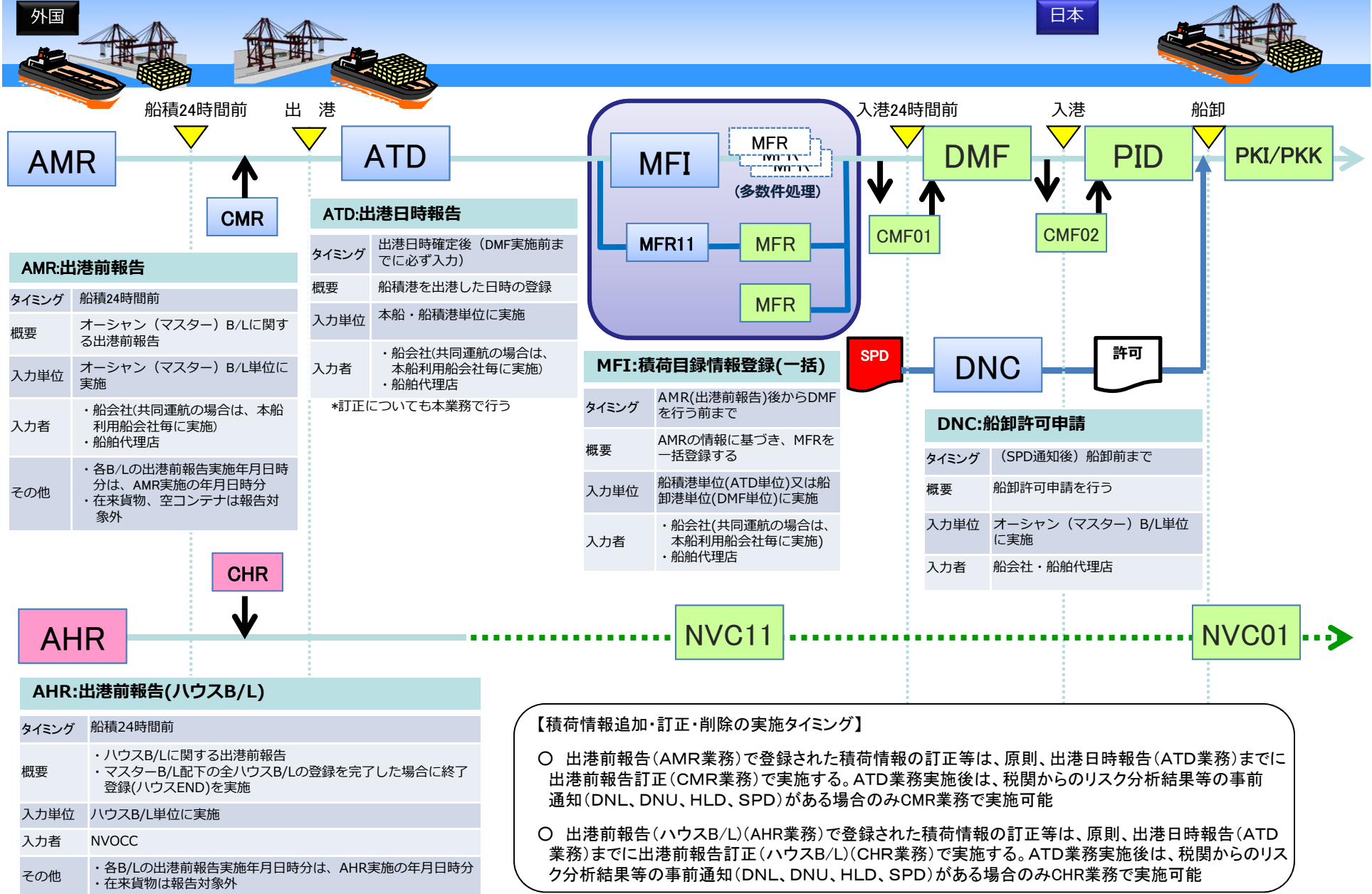
日本



参考資料6_NACCS業務フロー①



参考資料6__NACCS業務フロー②



ご清聴ありがとうございました。

Thank you for your attention



- 出港前報告制度の概要について(税関ホームページ: Web-site of Japan Customs)
 - 《日本語版: Japanese》 http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm
 - 《英語版: English 》 <http://www.customs.go.jp/english/summary/advance/index.htm>

- 出港前報告掲示板(NACCSセンターホームページ: Web-site of NACCS Center)
 - 《日本語版: Japanese》 <http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>
 - 《英語版: English 》 <http://www.naccscenter.com/afr/>

- 本資料に関するお問い合わせ先
(財務省関税局又は最寄の税関官署: Feedback to Japan Customs)
 - 《日本語用: Japanese》 <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>
 - 《英語用: English 》 <https://www.customs.go.jp/english/quest/index.htm>